

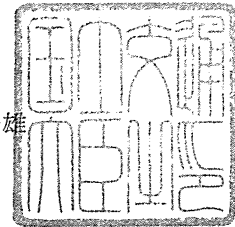
認 定 書

国住指第218-1号
平成 17年 6月 9日

新日本製鐵株式会社
代表取締役社長 三村 明夫 様

株式会社テクノックス
代表取締役社長 樗澤 憲行 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項本文の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
TACP-0171
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
TN-X工法(基礎ぐいの先端地盤:砂質地盤)
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

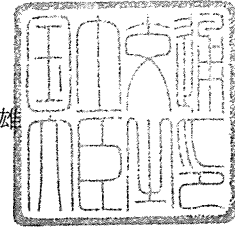
指 定 書

国住指第218-2号
平成 17年 6月 9日

新日本製鐵株式会社
代表取締役社長 三村 明夫 様

株式会社テクノックス
代表取締役社長 樗澤 憲行 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の建築基準法施行規則第1条の3第1項本文の国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、同項本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

記

1. 認定番号

TACP-0171

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

TN-X工法(基礎ぐいの先端地盤:砂質地盤)

3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書

建築基準法施行規則第1条の3第1項表二の(一)項及び(二)項の構造計算の計算書のうち、平成13年国土交通省告示第1113号第6第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法

(注意)この指定書は、大切に保存しておいてください。